

天童市立各小・中学校長様

天童市教育委員会  
教育長 水戸部 知之

## 学校におけるいじめ防止等対策の推進について(通知)

学校におけるいじめ防止等対策につきましては「調査委員会報告書」(平成27年10月5日提出)の内容を生かし、学校におけるいじめ防止基本方針に基づいて推進していただいているところです。

このたび、市教育委員会では、「調査委員会報告書」の提言等を整理し、別紙のとおり「学校におけるいじめ防止等対策の推進」を作成しました。

つきましては、「学校におけるいじめ防止等対策の推進」の中に記載した下記の「今後のいじめ防止等対策の推進課題」を踏まえ、学校におけるいじめ防止等の対策の充実を図るとともに、別添「いじめ対応チェックリスト(教職員用)」を、校内研修や取組み評価の際に活用し、個人として、組織としていじめへの対応状況等について振り返りを行い、教職員のいじめ防止等に対する意識の維持高揚を図るようお願いいたします。

なお、「いじめ対応チェックリスト(教職員用)」等については、電子データでも送付いたします。

### 記

- (1) 心理的な嫌がらせなどによる児童生徒の不安や悩みを見逃さず、いじめに係る相談や情報の記録・共有・活用を組織的・継続的に行う学校の体制整備

各学校においては、児童生徒が示す不安や悩み、いじめ兆候事実を教職員一人一人がしっかり受け止める感度を、研修会等を通して磨くとともに、アンケートや相談体制を整備することなどにより、児童生徒の不安や悩みを見逃さず、教職員が情報を共有し、組織的・継続的に対応する必要がある。

- (2) 部活動を含む学校教育活動全体におけるいじめ防止等対策の推進

各学校においては、部活動を含む学校教育活動全体における過度な指導や姿勢が、児童生徒の序列化や上下関係を生み出し、無意識のうちにいじめにつながる言動となっていないか察知できる教職員や外部指導者等の能力を高める必要がある。また、学級担任と部活動顧問、部活動顧問と外部指導者間、学級担任間等で情報を共有し、指導者と児童生徒の民主的な関係をつくりながら、部活動を含む学校教育活動全体におけるいじめの未然防止、早期発見、適切な対処を組織的に行う必要がある。

- (3) 児童生徒の主体的な活動を推進し、望ましい集団の育成と人間関係の構築

各学校においては、児童生徒自らが、互いに人の痛みがわかる共感性をはぐくめるよう学習活動を計画・実践し、また、学校いじめ防止基本方針等に児童生徒の考えや意見を反映させるように努め、ルール・規範を守り、「いじめを絶対しない、絶対させない」という正義が通る望ましい集団・学校を児童生徒自らがつくろうとする意識を高める必要がある。

- (4) いじめの解消に向けた児童生徒の指導と保護者への対応

各学校においては、いじめた児童生徒が自分の言動をいじめとしてしっかり受け止め、いじめたくなる情動の調整の仕方の支援やこれからの生き方を考えられるよう心に響く指導を継続して行うとともに、関係保護者の理解と納得を得ながら対応していく必要がある。

- (5) 教育委員会のいじめ防止等に関する指導・支援の充実と適切な対応

教育委員会は、最新のいじめ防止等対策実践例や社会的行動を身につける予防プログラムを提供したり、いじめの実態に関する調査結果を分析・考察したりして、学校に対して、いじめ防止等に関する必要な指導・支援を行う必要がある。重大事態発生時の遺族への情報提供方針を含む調査組織の調査方針を策定するなど重大事態発生時に適切な対応が行われるようにする必要がある。

# 学校におけるいじめ防止等対策の推進

平成 27 年 12 月 22 日

天童市教育委員会

この「学校におけるいじめ防止等対策の推進」は、平成 26 年 1 月に発生した天童市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査委員会による「調査報告書」を踏まえ、学校におけるいじめ防止等対策の推進課題を明らかにするとともに、今後のいじめ防止等対策のさらなる充実を図るために作成したものである。

## **調査報告書による本事案の概要**

天童市立中学校に通う生徒の死亡事案（以下、「本事案」という。）に関する調査委員会調査報告書（平成 27 年 10 月 5 日報告）（以下、「調査報告書」という。）に記載されている本事案の概要は、以下の通りである。

### 1 本事案といじめの認定

本事案は、当該中学校において自殺した生徒（以下「当該生徒」という。）に対して、学級及び部活動において、人間関係の重なりを背景として、行われた悪口、嫌がらせの事案である。

具体的には

- ①当該生徒と同じ学級、同じ部活動に所属する生徒がおり、学級でのことが部活動へ、部活動でのことが学級へと持ち込まれる形で、悪口・冷やかし・無視・嫌がらせ等が行われた。
- ②部活動では、当該生徒と親密に関わる生徒も、当該生徒とともに冷やかしの対象となる状況があった。
- ③学級では雰囲気を感じ取っている生徒もいたが、当該生徒に対して行われる行為に異を唱えることによって自分に矛先が向くのを恐れ、当該生徒と距離を置くようになった。

このような状態が継続することにより、当該生徒の学級及び部活動における孤立的状況が常態化・固定化したものである。

本事案は、当該生徒の反応、それが行われた背景や関係を含む状況等から判断して、身体へ危害を与える暴力的行為はないものの、当該生徒に多大な心理的苦痛を与えるいじめである。

### 2 自殺といじめとの関連

いじめが継続して行われていく中で、追い詰められていく状況が、当該生徒の様子から窺われ、遺書の記述からも、いじめを主要な原因として、決意をして自殺したものと判断できる。

### 3 当該学校等の対応

#### (1) いじめへの対応

当該生徒は物静かであるが、謙虚にがんばるタイプで、がんばっている姿も、悩んでいる姿も表現するのが得手ではなく、周囲に相談することは少なかったとみられる。

それでも気になる兆候や様子など対応するのに十分な情報を関係教師は得ていた。

当該中学では平成25年当時の校長によって、いじめ等に関する組織の整備、報告相談連絡体制の整備が図られていたが、それが十分に機能せず、当該生徒に対するいじめとして認知できず、適切な対応もできなかった。具体的には、

- ①部活動においていじめ防止等の対策をとる義務の認識に欠けていた。
- ②教師のいじめに対する理解が十分ではなく、クラスや部活動でのいじめのリスクを的確に評価できず、場当たりの対応にとどまり、クラス及び部活動において人間的な重なりから、学校生活全面においていじめが起こっているとの認識に欠けていた。
- ③個々の教員に、兆候となる情報を学校として組織的に共有するという意識が欠けており、学校全体として情報が共有されることはなく、また、いじめに対応する組織も機能を果たしていなかった。

## (2) 死亡事案発生後の対応

当時はいじめ防止対策推進法第22条組織及び同法第14条2項組織の設置も未了の状況であった。重大事態発生時の初期対応として、同法第28条に基づき第三者委員会を立ち上げるとの意識で対応している点は評価できる。しかし、調査委員会設置要綱の内容については、短期間で緊急に作成されたものであるとの感を禁じざるを得ない。また、遺族に設置についての意見を一回でまとめて提案してもらえるように、要綱の内容、人選の方法等をあらかじめ詳細に説明する等、遺族とともに調査を進めていくという姿勢を鮮明にすべきであった。要綱作成と遺族への提示了解手続きがもっと慎重かつ適切に実施されていれば、その後の遅延は解消できていたのではないかと。

## 調査委員会報告書の8つの提言（概要）

調査報告書には、本事案を教訓として二度とこの様な事態を繰り返さないことを期待し、8つの提言がなされている。

- 1 学校いじめ防止等対策組織は、名目的にそれを設置することでは足りず、いじめ防止等対策について、学校全体の組織としていじめ情報を、兆候事実を含めて集約し、実効性のある対応と措置ができる実質的な内容を有するものでなければならない。
  - いじめに対応する体制の確立
  - 相談しやすい環境整備
  - 教員の多忙解消と専門職の参加
  - 最新情報を実践に生かすシステム構築
- 2 部活動においてもいじめは発生し、その温床になりやすいことを認識して、部活動を含む学校活動全体に対して組織的にいじめ防止等対策を実施することが求められる。
  - 部活動におけるいじめ防止等対策
  - クラス担任と部活動顧問の情報共有
- 3 暴力を伴わないいじめ（心理的な嫌がらせなど）を過少評価することなく、いじめが集団構造及びその力関係の中で行われるものであること、日常的な悪口や嫌がらせでも、被害生徒にとってはダメージが大きく深刻な事態を発生することを正しく認識した対応と措置を実践する必要がある。
  - 全児童生徒を対象とした豊かな人間性を育む予防教育の実践
  - 心理的嫌がらせの危険性を含むいじめ問題に関する研修の実施
  - 加害児童生徒への指導の工夫

- 4 個別のいじめへの対応に際して、いじめ事実及び兆候事実を認知した個々の教師が自分だけで情報価値の重みを判断し、取捨選択することなくすべての情報を共有すべきである。
- 学校、保護者の情報共有と連携した対応
  - いじめ行為等への対応後の観察把握
  - 保険制度等の検討
- 5 いじめを受けている子どもの中には、周囲に相談せず、その苦痛を表せず、大丈夫であると振る舞う子どもがいること、そして、いじめを人に伝えたときはいじめが進行していることを踏まえ、ささいな変化に留意すると共に、その子どもを守るための適切な対応を取ることが必要である。
- 被害児童生徒の心理的特性の理解と慎重な対応
- 6 加害生徒への指導にあたっては、いじめであるかどうか固執して、それを認めさせ、単に叱責したり謝罪させたりするのではなく、自己の行為が相手に与える傷つきや苦しみを真に実感できるような認識に至るべく、働きかけることが重要である。
- 学校と家庭における加害児童生徒に対する規範意識の醸成
  - 「傍観者」の正しい対応の理解
- 7 いじめについての相談、対応等については、これを記録し、いじめ防止等対策組織において共有すると共に、対応が検証可能となるよう、記録を保管・整理すべきである。
- 過去の事例等のいじめ防止等対策への利用
  - 教育委員会の実践例等の情報提供と活用の検討と支援
  - 重大事態発生時の対処方針の検討と共有
- 8 いじめの対応及び解決を図る際には、いじめられた子どもの主体性と参加を重視し、適切な情報提供に努めると共に、その意向を踏まえた対応が必要である。
- 児童生徒が自らいじめ問題を解決する学習機会の提供
  - 市基本方針等への子どもの意見等反映内容の盛り込み
  - 遺族への情報提供等に関する運用の検討
  - いじめ条例の改正の検討

## **今後のいじめ防止等対策の推進課題**

調査報告書の内容・提言を整理し、天童市いじめ問題専門委員会の意見を踏まえ、今後のいじめ防止等対策の推進課題としてまとめた。学校においては、この推進課題を踏まえ、学校のいじめ防止等の対策の充実を図ること。

- (1) 心理的な嫌がらせなどによる児童生徒の不安や悩みを見逃さず、いじめに係る相談や情報の記録・共有・活用を組織的・継続的に行う学校の体制整備

各学校においては、児童生徒が示す不安や悩み、いじめ兆候事実を教職員一人一人がしっかり受け止める感度を、研修会等を通して磨くとともに、アンケートや相談体制を整備することなどにより、児童生徒の不安や悩みを見逃さず、教職員が情報を共有し、組織的・継続的に対応する必要がある。

## (2) 部活動を含む学校教育活動全体におけるいじめ防止等対策の推進

各学校においては、部活動を含む学校教育活動全体における過度な指導や姿勢が、児童生徒の序列化や上下関係を生み出し、無意識のうちにいじめにつながる言動となっていないか察知できる教職員や外部指導者等の能力を高める必要がある。また、学級担任と部活動顧問間、部活動顧問と外部指導者間、学級担任間等で情報を共有し、指導者と児童生徒の民主的な関係をつくりながら、部活動を含む学校教育活動全体におけるいじめの未然防止、早期発見、適切な対処を組織的に行う必要がある。

## (3) 児童生徒の主体的な活動を推進し、望ましい集団の育成と人間関係の構築

各学校においては、児童生徒自らが、互いに人の痛みがわかる共感性をはぐくめるよう学習活動を計画・実践し、また、学校いじめ防止基本方針等に児童生徒の考えや意見を反映させるように努め、ルール・規範を守り、「いじめを絶対しない、絶対させない」という正義が通る望ましい集団・学校を児童生徒自らがつくろうとする意識を高める必要がある。

## (4) いじめの解消に向けた児童生徒の指導と保護者への対応

各学校においては、いじめた児童生徒が自分の言動をいじめとしてしっかり受け止め、いじめたくなる情動の調整の仕方の支援やこれからの生き方を考えられるよう心に響く指導を継続して行うとともに、関係保護者の理解と納得を得ながら対応していく必要がある。

## (5) 教育委員会のいじめ防止等に関する指導・支援の充実と適切な対応

教育委員会は、最新のいじめ防止等対策実践例や社会的行動を身につける予防プログラムを提供したり、いじめの実態に関する調査結果を分析・考察したりして、学校に対して、いじめ防止等に関する必要な指導・支援を行う必要がある。重大事態発生時の遺族への情報提供方針を含む調査組織の調査方針を策定するなど重大事態発生時に適切な対応が行われるようにする必要がある。

## **いじめ防止等対策の充実等のための「いじめ対応チェックリスト」**

学校はいじめ防止等の対策の充実及び教職員の意識の維持高揚を図るため、常日頃から意識すべき事項を、「いじめ防止等対策の推進課題」を踏まえ、「予防・早期発見のために」、「適切な対応のために」、「学校いじめ防止基本方針について」の観点から「いじめ対応チェックリスト」としてまとめた。

学校においては、校内研修や取組評価の際に、別紙「いじめ対応チェックリスト（教職員用）」を活用し、それぞれのチェック項目について、個人として、組織として振り返り、いじめ防止等対策の推進課題を再認識し、いじめ防止等対策の充実を図ること。

## 【いじめ対応チェックリスト】

### ○予防・早期発見のために

1. いじめの事実だけでなく、いじめの兆候も見逃さないように努めていますか。
2. 児童生徒や保護者へ学校の相談窓口を周知していますか。
3. 児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整えていますか。  
\* 児童生徒や保護者は相談する相手を選ぶことができる。相談の場所が確保されている。
4. 子どもを加害者にも被害者にもしないように、保護者が我が子のいじめ行為を予防したり、被害を敏感に察知したりできるようになるための働きかけをしていますか。  
\* P T A総会や学級懇談会などで、いじめ察知のポイントを保護者に具体的に周知するなどの方法により、保護者のいじめへの感性を高めるよう努めている。
5. 教育活動の全体に対して組織的にいじめ防止対策を行っていますか。  
\* 部活動など、学級以外の児童生徒が活動する集団においても、いじめ防止対策が行われている。
6. いじめを予防する視点での教育を行っていますか。  
\* 発生後の個別対応だけでなく、全児童生徒を対象に予防教育を施している。

### ○適切な対応のために

7. いじめに対する最新の情報をもとに、いじめに対応しようとしていますか。  
\* 国・県・市の「いじめ防止基本方針」に則るとともに、いじめ事案に関する研究資料等を活かした対応をしている。
8. いじめに関する最新の情報を得るための研修などが行われていますか。
9. 被害児童生徒の心理的特性に配慮しながらいじめの確認を行っていますか。  
\* 「周囲に相談しない」「苦痛をあえて表現しない」「大丈夫であるかのごとく振る舞う」などの場合もあることを想定して、いじめの確認をしている。
10. 傍観的な立ち位置にある児童生徒が仲裁者となるために、相談などの行動をしやすい環境づくりに努めていますか。  
\* 「情報提供者が不利益を被らないようにする」という強いメッセージを送るとともに、「傍観的な立ち位置にある児童生徒」が情報を伝えるべき窓口を明確にしている。
11. いじめの事実やいじめの兆候を認知した場合、すべての情報を報告すべき相手に伝えてありますか。その情報は校内の「いじめ防止対策組織」に届いていますか。
12. 認知した事案への対応について、協議・検討する時間を十分確保していますか。
13. 加害児童生徒への指導にあたって、被害児童生徒の苦しみなどを真に実感できるように働きかけていますか。
14. 加害児童生徒の保護者と協力して事案の解決をめざすように努めていますか。
15. いじめが解決したと早急に判断せず、当該児童生徒（加害・被害双方）のその後の様子を継続的に観察・把握していますか。  
\* 謝罪の場面をもって「解決」にせず、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復と、安心して活動できる状態の到来を見届けて「解決」と判断している。
16. いじめの相談や対応について記録し、校内の「いじめ防止対策組織」において共有・保管するようにしていますか。

### ○学校いじめ防止基本方針について

17. 「学校いじめ防止基本方針」やそれに基づく対策に、子どもの意見や目線を反映した内容を盛り込んでいますか。  
\* 児童会や生徒会による取組みや自治的活動などが、実効あるいじめ対策の一つとして盛り込まれている。
18. いじめ事案に組織的に対応できるようにするために、「学校いじめ防止基本方針」の内容をしっかりと把握していますか。
19. 「学校いじめ防止基本方針」のHPへの掲載またはその他の方法により、保護者や地域住民がその内容を確認できるようにしていますか。
20. 学校の「いじめ防止対策組織」が機能していますか。



# いじめ対応チェックリスト

教職員用

## 予防・早期発見のために

1…できている  
3…あまりできていない  
2…概ねできている  
4…できていない

1. いじめの事実だけでなく、いじめの兆候も見逃さないように努めていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
2. 児童生徒や保護者へ学校の相談窓口を周知していますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
3. 児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整えていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4  
\*児童生徒や保護者は相談する相手を選ぶことができる。相談の場所が確保されている。
4. 子どもを加害者にも被害者にもしないように、保護者が我が子のいじめ行為を予防したり、被害を敏感に察知したりできるようになるための働きかけをしていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4  
\*PTA総会や学級懇談会などで、いじめ察知のポイントを保護者に具体的に周知するなどの方法により、保護者のいじめへの感性を高めるよう努めている。
5. 教育活動の全体に対して組織的にいじめ防止対策を行っていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4  
\*部活動など、学級以外の児童生徒が活動する集団においても、いじめ防止対策が行われている。
6. いじめを予防する視点での教育を行っていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4  
\*発生後の個別対応だけでなく、全児童生徒を対象に予防教育を施している。

## 適切な対応のために

7. いじめに対する最新の情報をもとに、いじめに対応しようとしていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4  
\*国・県・市の「いじめ防止基本方針」に則るとともに、いじめ事案に関する研究資料等を活かした対応をしている。
8. いじめに関する最新の情報を得るための研修などが行われていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
9. 被害児童生徒の心理的特性に配慮しながらいじめの確認を行っていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4  
\*「周囲に相談しない」「苦痛をあえて表現しない」「大丈夫であるかのごとく振る舞う」などの場合もあることを想定して、いじめの確認をしている。
10. 傍観的な立ち位置にある児童生徒が仲裁者となるために、相談などの行動をしやすい環境づくりに努めていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4  
\*「情報提供者が不利益を被らないようにする」という強いメッセージを送るとともに、「傍観的な立ち位置にある児童生徒」が情報を伝えるべき窓口を明確にしている。
11. いじめの事実やいじめの兆候を認知した場合、すべての情報を報告すべき相手に伝えてありますか。その情報は校内の「いじめ防止対策組織」に届いていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
12. 認知した事案への対応について、協議・検討する時間を十分確保していますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
13. 加害児童生徒への指導にあたって、被害児童生徒の苦しみなどを真に実感できるように働きかけていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
14. 加害児童生徒の保護者と協力して事案の解決をめざすように努めていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
15. いじめが解決したと早急に判断せず、当該児童生徒（加害・被害双方）のその後の様子を継続的に観察・把握していますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4  
\*謝罪の場面をもって「解決」にせず、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復と、安心して活動できる状態の到来を見届けて「解決」と判断している。
16. いじめの相談や対応について記録し、校内の「いじめ防止対策組織」において共有・保管するようにしていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4

## 学校いじめ防止基本方針について

17. 「学校いじめ防止基本方針」やそれに基づく対策に、子どもの意見や目線を反映した内容を盛り込んでいますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4  
\*児童会や生徒会による取組みや自治的活動などが、実効あるいじめ対策の一つとして盛り込まれている。
18. いじめ事案に組織的に対応できるようにするために、「学校いじめ防止基本方針」の内容をしっかりと把握していますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
19. 「学校いじめ防止基本方針」のHPへの掲載またはその他の方法により、保護者や地域住民がその内容を確認できるようにしていますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
20. 学校の「いじめ防止対策組織」が機能していますか。 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4